

障害者活躍推進計画

機関名	田辺市消防本部
任命権者	田辺市消防本部消防長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
田辺市(市長部局)における障害者雇用に関する課題	田辺市消防本部は、職務の特殊性から、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないが、身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合における合理的配慮が課題である。
目標	
①採用に関する目標	※消防吏員は障害者任免状況通報の除外職員のため、数値目標は設定しない。 障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	※障害者を雇用していないので記述しない。
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	※障害者を雇用していないので記述しない。
④キャリア形成に関する目標	※障害者を雇用していないので記述しない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ・田辺市における各任命権者ごとに選任した障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員等で「障害者雇用促進チーム」を組織し、原則として年1回以上、本計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 ・紀南障害者就業・生活支援センターと連携し、本計画の推進に向けた情報共有を図る。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ※障害者を雇用していないので記述しない。 ・「あいサポーター研修」等を活用し、障害への正しい理解を深める。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、市長部局の人事担当部門に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定等について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	※障害者を雇用していないので記述しない
(2)募集・採用	※障害者を雇用していないので記述しない
(3)働き方	※障害者を雇用していないので記述しない
(4)キャリア形成	※障害者を雇用していないので記述しない
(5)その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長は、随時面談を行う等により、障害者の状況や体調の把握を行う。 ・中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)からの希望や障害の特性を踏まえて、職務の選定や職場環境の整備等を検討する。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「田辺市障害者就労施設等からの物品調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。